

公立大学法人福井県立大学職員研修規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第45号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学職員就業規則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第35号。以下「就業規則」という。）第44条第3項の規定に基づき、公立大学法人福井県立大学に勤務する職員（就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の研修に関して必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第2条 研修は、職員に現在就いている職または将来就くことが予想される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を習得させ、その他その遂行に必要な職員の能力、資質等を向上させることを目的とする。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、職員に対する研修の必要性を把握するとともに、研修計画を立て、その研修計画に基づく研修の実施に努め、職員に研修を受ける機会を与えなければならない。

2 理事長は、研修を実施するに当たっては、研修の効果を高めるために職員の自己啓発の意欲を發揮させるように配慮しなければならない。

3 理事長は、必要と認めるときは、他の機関と共同または他の機関に委託して研修を行うことができる。

(職員の責務)

第4条 職員は、各種の研修の受講を命じられた場合には、これを受講しなければならない。

2 研修を受ける職員は、当該研修の実施に当たる機関が定める研修の効果的実施のために必要と認められる規律その他の定めに従わなければならない。

3 教員（就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）はその職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

(業務を通じての研修)

第5条 理事長は、職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）に、職員に対し日常の業務を通じて必要な研修を行わせるものとする。

2 理事長は、前項に規定する業務を通じての研修が適切に行われることを確保するため、職員の監督者に対し、指導その他の措置を講ずるものとする。

(業務を離れての研修)

第6条 理事長は、必要と認めるときは、職員に日常の業務を離れて、専ら研修を受けることを命ずることができる。

(教員の自主研修)

第7条 教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、業務に支障のない限り、理事長の承認を受けて、教育または研究のために勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 自宅において行う研修（以下「自宅研修」という。）および2月以上にわたる長期研修の取扱いについては、細則で定める。

(教員の自主研修の承認)

第8条 前条の規定による研修（同条第3項に規定する研修を除く。）を行おうとする教員は、研修を行おうとする日の前日（1月以上にわたる研修にあっては7日前）までに研修承認願（様式第1号）により理事長の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人福井県立大学職員旅費規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第44号）第4条の規定による旅行命令を受けたものについては、前項の承認を得たものとみなす。

3 1月以上にわたる研修（前条第3項に規定する研修を除く。）を行う者は、研修終了の日から1月以内に研修成果報告書（様式第2号）を学部長等を通じて理事長に提出しなければならない。

(教員の自主研修の取扱い)

第9条 前条の規定により承認を受けた研修は、職務として取り扱うものとする。

2 2月以上にわたる長期研修は、原則として職務として取り扱うものとし、自宅研修は、就業義務を免除することにより行わせるものとする。

(研修期間中の勤務時間の取扱い)

第10条 1日の業務の全部を離れて研修を受けることを命ぜられた職員（専門業務型裁量労働制の

適用を受ける教員を除く。)の勤務時間については、当該研修に必要な時間を当該職員に割り振られた勤務時間とみなす。ただし、当該研修に必要な時間が当該職員に通常割り振られている勤務時間を超えるときは、当該時間を勤務したものとみなす。

- 2 専門業務型裁量労働制の適用を受ける教員が前条第2項の規定により就業義務を免除されて行った研修については、当該研修に必要な時間を勤務したものとみなす。

(研修の報告)

第11条 理事長は、研修を行った職員に対し、研修の実施状況の報告を求めることができる。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、職員の研修に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程の施行日前に学長の承認を受けている研修については、この規程により理事長の承認を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から適用する。